

賛助会員規程

（名称）

第1条 この規程は、一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（賛助会員の種類）

第2条 一般財団法人日本データ通信協会定款第40条第1項で定める賛助会員は、次の2種類とする。

- （1）特別賛助会員 出捐者及び賛助会費を100以上納入した賛助会員
- （2）普通賛助会員 特別賛助会員以外の賛助会員

（賛助会員の資格）

第3条 賛助会員とは、協会の設立目的に賛同する者であって、協会が賛助会員として認められた者をいう。

（賛助会費の納入）

第4条 定款第40条第3項で定める賛助会費は、100年額10万円とする。

- 2 賛助会員は、定款第7条に定める事業年度ごとに100以上の賛助会費を納入しなければならない。
- 3 協会は、既納の賛助会費については、いかなる理由があっても返還しない。

（入会）

第5条 賛助会員になろうとする者は、協会ホームページの入会申込フォームから必要事項を記載の上、申し込むものとする。

（脱会）

- 第6条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により脱会する。この場合、賛助会員退会届を提出しなければならない。
- 2 賛助会員が正当な理由なくして1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、賛助会員たる権利を停止することができる。
 - 3 賛助会員に、この協会の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事長の議決により、その賛助会員を除名することができる。

（賛助会員の資格の継続）

第7条 賛助会員となった事業年度の終了の日の30日以上前に協会に退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申込みをしたものとみなす。

附 則

この規程は、一般財団法人の登録の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。